

平成15年度～17年度の介護保険料が決まりました

第1号被保険者の介護保険料の基準月額額は2,955円

平成15年度～17年度所得段階別保険料

年額の100円未満は切り捨て。()内は月額

段階	対象者	平成15～17年度の年額	前保険料との差・年額
第1段階 (基準額×0.5)	老齢福祉年金の受給者で、 本人と世帯全員が住民税非課税 生活保護の受給者	17,700円(1,477円)	1,200円増(95円増)
第2段階 (基準額×0.75)	本人と世帯全員が 住民税非課税	26,500円(2,216円)	1,700円増(143円増)
第3段階 (基準額)	本人が住民税非課税で、世帯 内に住民税課税の方がいる	35,400円(2,955円)	2,300円増(191円増)
第4段階 (基準額×1.25)	本人が住民税課税で、合計 所得金額が200万円未満	44,300円(3,693円)	2,900円増(238円増)
第5段階 (基準額×1.5)	本人が住民税課税で、合計 所得金額が200万円以上	53,100円(4,432円)	3,400円増(286円増)

介護保険料の試算値とその算出方法は、広報さやま2月10日号でお知らせしましたが、2月24日、厚生労働省から介護報酬改定の内容が示されました。それを加味して保険料額を算出した結果、第1号被保険者(65歳以上の方)の基準月額額は、試算値より21円低い2千955円になりました。

平成15年度～17年度の第4段階と第5段階の区分額は、250万円から200万円になります

● 保険料額の内容

保険料は、平成15年度～17年度は同じ額です
本人の所得段階に応じて、5段階設定になっています
基準額は第3段階です
所得段階は前年1年間の所得によって決められます
世帯状況は該当年度の4月1日現在の状況です

保険料額は、平成12年度～14年度の利用実績、要介護認定者へのアンケート調査、今後の高齢者人口や要介護認定者の上昇率などから利用量を見込み、必要な費用を算出しました。平成14年度までの保険料に比べ、保険料の基準となる第3段階で、年額2千300円増(3万3千100円3万5千400円)となります(上表参照)。
この額は、今後、高齢者人口が確実に増加して介護サービスを利用する方が増えると予想されるなかで、在宅と施設サービスを確保し、提供するために必要な額です。これまでに比べると金額が上がりますが、ご理解ください。

● 保険料の納め方

7月上旬、年度ごとに、市から第1号被保険者の方に通知書を郵送します。特別徴収か普通徴収のそれぞれの方法で納めてください。

① 特別徴収：老齢・退職年金給付の額が年額18万円以上の方は、年金の定期支払い(年6回、偶数月)の際に、保険料があらかじめ差し引かれます。

② 普通徴収：老齢・退職年金給付の額が年額18万円未満の方と、年金を受給されていない方は、市から郵送される納入通知書か口座振替(7月～翌年2月)で納めてください。

なお、国の介護報酬の見直しは、平均で、在宅サービスが0.1%増、施設サービスが4.0%減、全体では2.3%の減となりました。サービスの種類によっては、利用料が変わるものがあるため、担当のケアマネージャーにご相談ください。

問い合わせ 介護保険課へ
内線 1552

障害のある方への福祉サービス

「支援費制度」の支援費の支給申請はお済みですか

4月1日から、これまで行政がサービスを決定する「措置制度」としてきた障害者福祉サービスが変わります。利用者は、市からの支援費の支給決定を受け、県知事から指定を受けた指定事業者・施設との個人契約でサービスを受ける「支援費制度」に移行します。この制度を利用するための支援費の支給申請を現在受け付けています。サービスを利用するために必要な手続きですので、お早めに申請してください。

これまでの障害者福祉サービスとの違い

今までは、市が指定事業者・施設と委託契約を結び、利用者はその事業者・施設でサービスを受ける方法でした。その際、費用は利用者負担金が発生する方のみ、サービス利用後に市に振り込んでいただいていた。

4月からは、サービスの利用方法が変わります。

まず、障害者福祉サービスを利用する場合は、利用者から市に支援費の支給申請をしていただきます。支給が決まると、利用者負担額が確定

すると、市から受給者証を発行します。(その際、市では、指定事業者・施設に関するアド

バイスや斡旋あつせんをすることもできます。)

支給決定後に、利用者は受給者証を提示して指定

事業者・施設との個人契約を結びます。

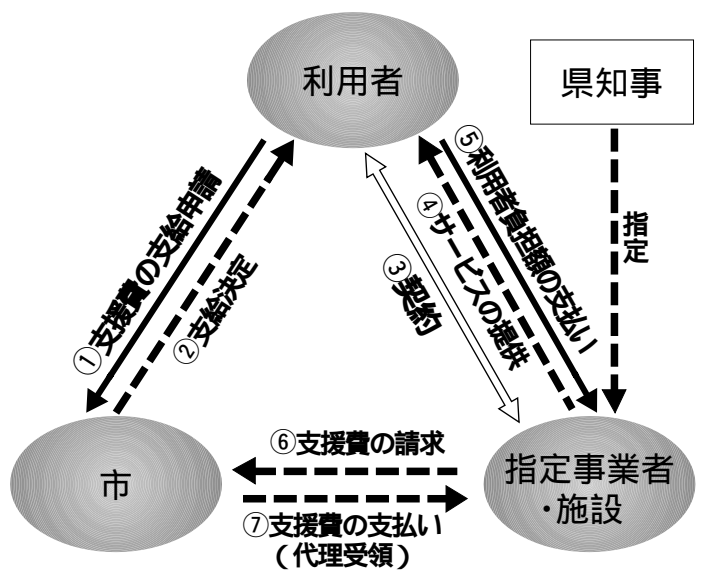
その契約に基づいて利用者はサービスを受け、指定事業者・施設に直接、利用者負担額を支払います。

そして、指定事業者・施設は、利用者負担額以外にサービスにか

かった費用を市に対して請求し、市では、審査後にその費用を支払います。

この、市が指定事業者・施設に支払う費用を「支援費」と言

います(下図参照)。



—— は利用者の役割、- - - は行政と指定事業者・施設の役割、—— は利用者と事業者・施設の役割を表します。

対象となる障害者福祉サービス

- 居宅サービス(居宅生活支援費)
- 居宅介護(ホームヘルプサービス)
- デイサービス
- 短期入所(ショートステイ)
- 地域生活援助(グループホーム)
- 施設サービス(施設訓練等支援費)
- 更生施設
- 療護施設

授産施設(小規模通所授産施設を除く) 通動寮 心身障害者福祉協会が設置する福祉施設

申請方法

認め印と、所得税と市民税の課税状況・収入が証明できる書類を持って市役所1階障害者福祉課にお越しください。

問い合わせ障害者福祉課へ内線1592